

とっとりインターンシップ参加のための交通費等支援事業実施要領第

1 主旨・目的

この要領は、将来の産業人材となる学生を対象に、鳥取県内の産・官・学が協働で実施する鳥取県のインターンシップ事業（以下「とっとりインターンシップ」という。）で、専門的なスキルや知識、学生の就業観を身に付けるとともに、県内企業の魅力や自己の特性の理解を促進する就業体験や企業紹介等を含む実習プログラム（以下「インターンシップ等」という。）に参加する学生に対して鳥取県中小企業団体中央会（以下、「中央会」という。）が実施する支援事業（以下「本事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする

- (1) 受入先企業 インターンシップ等の受入企業として登録している企業をいう。
- (2) 学生 受入先企業のインターンシップ等への参加を希望する、大学生・大学院生・短期大学生・高等専門学校生（4年生以上）・専門学校生をいう。
- (3) 居住地 学生の居住する場所又はインターンシップ等における拠点となる場所をいう。
- (4) 実施地 受入先企業がインターンシップ等を実施する場所をいう。
- (5) 実施期間区分 インターンシップ等の受入れを行う期間を次のとおり区分したものをいう。

新緑期：4月から6月、夏期：7月から9月、秋冬期：10月から12月、春期：1月から3月

第3 事業内容

本事業の内容は次の各号のとおりとする。

(1) 助成事業

予算の範囲内において、学生がインターンシップ等参加に要する交通費又は宿泊費に対し次に掲げるとおり助成を行う。

ア 対象者

支援の対象者は、受入先企業が実施するインターンシップ等に参加した学生とする。

イ 助成対象経費

本事業の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は毎年度3月23日（土日の場合は前日の営業日）までに支払ったもののうち、次に掲げるとおりとする。

(ア) 交通費

学生の県内居住地から鳥取県内の受入先企業との往復の移動に必要な公共交通機関の利用に関する経費（最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法に限る）。

ただし、県外学生で、実施期間区分におけるインターンシップ等への延べ参加日数が2日以上の場合、県外居住地から県内居住地までにかかる鳥取県内の空港、駅又はバス停との往復の移動に必要な公共交通機関（但し、タクシーは除く。以下同じ。）の利用に関する経費（最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法に限る）も対象とする。

(イ) 宿泊費

インターンシップ等の参加に必要な県内宿泊施設の利用に関する経費とし、次に掲げる条件のいずれかを満たすものとする

- a 自身の県内居住地又は県内にある保護者宅から実施地までの移動にかかる交通費が助成金を適用した場合の宿泊費の実負担額を上回る場合。
- b 実習の内容上、やむを得ず宿泊を行う必要があり、企業からの宿泊費に対する助成がない場合。
- c 県内に居住地又は保護者宅を持たない県外の大学に在籍する学生が、受入先企業の実施するインターンシップ等に参加する場合。

ウ 助成条件、助成金額及び利用制限

助成条件、助成金額及び利用制限は別表のとおりとする。

(2) 送迎支援事業

ア 内容

受入先企業と駅の区間について予算の範囲内でバス又はタクシーを運行し、インターンシップ等参加のための送迎支援を行う。

イ 対象者

公共交通機関の利用が出来ない又は不便な地域に所在する受入先企業（ただし、中央会が認める企業に限る。）が実施するインターンシップ等に参加する学生。

ウ 対象区間

対象区間は、受入先企業と駅との間の区間（経済的かつ合理的と認められる経路に係るもの）とし、それ以外に係る区間（学生の都合による経由地までの経費等。）については対象としないものとする。

ただし、経済的かつ合理的と認められる場合に限り、駅以外を発着点とすることができる。

第4 事業の実施手続

事業の実施手続については次の各号に定めるとおりとする。

(1) 助成事業

ア 本助成金の請求は、実習期間を終了した日から起算して30日以内又は毎年度3月23日（土日の場合は前日の営業日）のいずれか早い日までに中央会に行うものとする。

イ アの請求は、「交通費請求」ボタン（とっとりインターンシップホームページの学生マイページ内）、もしくは別紙1（とっとりインターンシップ参加に係る交通費等請求書）により行い、領収書の写し等実際に支払った経費が証明できる書類（以下「証明書類」という。）を添付するものとする。ただし、県内居住地から受入先企業との移動に係る交通費については、別表の規定により証明書類を省略できるものとする。

ウ 中央会は、イの請求内容が適正であると判断した場合、原則として請求書の受理日から30日以内に助成金を支払うこととする。

(2) 送迎支援事業

ア 本事業の申込みは実習が開始される予定の日から起算して原則14日前までに中央会に対し行うものとする。

イ アの申込みは、申込書（別紙2）によるものとする。

ウ 中央会は、イの申込み内容が適正であると判断した場合、学生と調整の上、各駅と対象企業の間の送迎支援を行う。

なお、送迎支援をタクシー利用により実施する場合、中央会は、事前にタクシーチケットを渡すなど、当日の学生の実費負担がないように配慮するものとする。

第5 その他

この要領に定めのない事項については、鳥取県及び中央会が協議して別に定める。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年5月15日から施行する。

この要領は、令和3年2月17日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

<別表>

	概要	助成条件	助成金額	助成上限額
1	交通費 (県内居住地 ～受入先企業)	すべての学生	次の各号のいずれかの規定による額 (1) 実施期間区分におけるインターンシップ等への参加に要した交通費(受入先企業等から交通費助成がある場合にはその額を除いた額)の総額が1,000円以下の場合 1,000円 なお、助成金額が1,000円となる場合で、インターネット等により最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により要した交通費の額を算出することができる場合は、中央会と県が協議のうえ証拠書類を省略することができるものとする	1 から 3 を合わせた助成金額が年度内(4月1日から翌年3月23日(土日の場合は前日の営業日)まで)で 90,000 円に達するまで
2	交通費 (県外居住地～県内居住地)	県外の大学等に在籍し、実施期間区分毎に延べ2日以上インターンシップ等に参加した学生	(2) 実施期間区分におけるインターンシップ等への参加に要した交通費(受入先企業等から交通費助成がある場合にはその額を除いた額)の総額が1,000円を超える場合 実際に要した交通費の額	
3	宿泊費	すべての学生	8,200円にインターンシップの実習期間中の宿泊日数(1回あたりの上限を14日間とする。)を乗じた額又は実際に宿泊に要した額(受入先企業等から宿泊費の助成がある場合にはその額を除いた額)のいずれか低い方の額	